

大阪市議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
特例に関する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月27日

大阪市会議長 山下昌彦様

提出者

大内啓治	辻淳子	木下誠
広田和美	出雲輝英	今井アツシ
飯田哲史	上田智隆	高見亮
岡崎太	ホンダリエ	不破忠幸
杉山幹人	改発康秀	東貴之
井戸正利	片山一步	田辺信広
丹野壮治	大橋一隆	杉村幸太郎
伊藤良夏	市位謙太	守島正
藤田あきら	竹下隆	奥野康俊
徳田勝	金子恵美	佐々木りえ
藤岡寛和	宮脇希	岡田妥知
高山美佳		

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
特例に関する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）に基づく市会議員の報酬月額、平成30年4月1日から平成31年4月29日までの間において、同条例第2条の規定にかかわらず、同条中「1,080,000円」とあるのは「882,000円」と、「960,000円」とあるのは「784,000円」と、「880,000円」とあるのは「714,000円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

市会議員の報酬月額の特例措置を講ずるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

(参 考)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抄）

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	1,080,000円
副 議 長	月額	960,000円
議 員	月額	880,000円